

東京都地域冷暖房区域に係る指定取消要綱

(制定) 平成 25 年 7 月 12 日付 25 環都環第 175 号

(目的)

第 1 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 17 条の 20 の規定に基づく地域冷暖房区域に係る指定の取消に関する手続を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱で使用する用語は、条例及び東京都エネルギー有効利用指針（平成 21 年東京都告示第 1667 号）で使用する用語の例による。

2 この要綱で使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家委員会 条例第 17 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する専門的知識を有する者で構成された委員会
- (2) 熱供給施設等変更届 熱供給施設等の変更の取扱いについて（平成 21 年 12 月 25 日付 21 環都環第 354 号）第 3 1 に基づき提出する届出

(専門家委員会に対する知事の意見聴取)

第 3 知事は、次の表第 1 欄に掲げる場合に該当した地域冷暖房区域にあつては、当該第 1 欄に掲げる区分に応じ、同表第 2 欄に掲げる事項について専門家委員会の意見を聴くものとする。

第 1 欄	第 2 欄
1 地域エネルギー供給事業者から提出された地域エネルギー供給実績報告書、改善計画書及び改善報告書（以下「供給実績報告書等」という。）により条例第 17 条の 20 第 1 項 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する可能性がある場合	(1) 条例第 17 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する改善の見込みの有無 (2) 条例第 17 条の 20 第 1 項第 2 号に規定する回復の見込みの有無 (3) 条例第 17 条の 20 第 1 項第 5 号に規定する基準の達成の有無 (4) 条例第 17 条の 20 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号への該当による取消しの妥当性
2 地域エネルギー供給事業者から、地域冷暖房区域へのエネルギー供給の廃	条例第 17 条の 20 第 1 項第 3 号への該当による取消しの妥当性

止に係る熱供給施設等変更届が提出された場合	
3 条例第 17 条の 18 第 6 項の規定による地域冷暖房区域の指定の公示後、当該公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度の末日までの間に、エネルギー供給開始届の提出によりエネルギー供給が行われたことが確認されていない場合。ただし、当該区域に係るエネルギー供給計画において供給開始が当該五箇年度の末日より後に計画されており、かつ、供給開始に向けた事業の進捗が確認できる場合を除く。	条例第 17 条の 20 第 1 項第 4 号への該当による取消しの妥当性

- 2 平成 22 年 1 月 1 日前に、条例第 17 条の 18 第 6 項の規定による地域冷暖房区域の指定の公示をされた地域冷暖房区域にあつては、1 の表 3 の項中「条例第 17 条の 18 第 6 項の規定による地域冷暖房区域の指定の公示後、当該公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度の末日」及び「当該五箇年度の末日」とあるのは「平成 28 年 3 月 31 日」と読み替えて、適用する。

(専門家委員会における調査審議等)

- 第 4 専門家委員会は、第 3 1 の規定により意見を求められたときは、供給実績報告書等又は熱供給施設等変更届に基づき、調査審議するものとする。
- 2 専門家委員会は、供給実績報告書等又は熱供給施設等変更届の内容についての地域エネルギー供給事業者による説明が必要なときは、知事に対し、地域エネルギー供給事業者に説明をさせるよう求めることができる。

(地域エネルギー供給事業者による説明)

- 第 5 知事は、第 4 2 の規定による求めを受けたときは、地域エネルギー供給事業者に対し、供給実績報告書等又は熱供給施設等変更届に係る専門家委員会への説明を求めることができる。
- 2 1 の規定により説明を求められた地域エネルギー供給事業者は、専門家委員会に対し、供給実績報告書等又は熱供給施設等変更届の内容について説明を行うものとする。

(改善計画書の修正等)

- 第 6 専門家委員会は、改善計画書の見直しにより、条例第 17 条の 20 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に係る改善等の見込みがあると判断した場合には、その旨及び改善点を意

見として知事に述べるものとする。

- 2 知事は、1の専門家委員会の意見に基づき、当該改善計画書を提出した地域エネルギー供給事業者に対し、相当の期限を附して改善計画書の修正を求めることができるものとする。
- 3 知事は、地域エネルギー供給事業者から修正された改善計画書（以下「修正改善計画書」という。）が提出された場合には、当該改善計画書について、専門家委員会の意見を聴くものとする。
- 4 修正改善計画書に係る専門家委員会の調査審議については、第4 2から第5 2までの規定を準用する。

（専門家委員会の意見）

第7 専門家委員会は、第4の供給実績報告書等若しくは熱供給施設等変更届又は第6 3の修正改善計画書に基づき、第3 1の規定により求められた意見を知事に述べるものとする。

（取消対象指定区域に係る関係区長等の意見）

- 第8 知事は、第7の専門家委員会の意見において、地域冷暖房区域の指定の取消しが妥当であると判断された場合は、取消しの対象となる指定区域（以下「取消対象指定区域」という。）を管轄する区市町村長（以下「関係区長等」という。）に対し、取消対象指定区域について都市計画及び環境施策に係る意見を聴くものとする。
- 2 知事は、1の規定により意見を聴くときは、第7の専門家委員会の意見を関係区長等に送付するものとする。
- 3 関係区長等は、1の規定により意見を求められたときは、その求めがあった日の翌日から起算して15日を経過した日までに、知事に意見を述べるものとする。

（区域指定の取消し）

第9 知事は、第7の専門家委員会の意見及び第8 3の関係区長等の意見に基づき、取消対象指定区域が条例第17の20第1項各号に該当すると判断したときには、区域の指定を取り消すものとする。ただし、第8 3の関係区長等の意見において、取消しについて異議がある場合であつて、その意見に相当の理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

（公表）

第10 知事は、第9の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を条例第17条の20第3項の規定により公示するとともに、環境局公式ホームページで公表するものとする。

- (1) 地域冷暖房区域の名称
- (2) 地域冷暖房区域の所在地及び区域図
- (3) 指定を取り消した理由
- (4) 取消しの年月日

(通知)

第 11 知事は、第 9 の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、地域エネルギー供給事業者及び関係区長等に対し、その旨を通知するものとする。

(専門家委員会)

第 12 知事は、専門家委員会として、東京都地域冷暖房区域指定委員会を置くものとする。  
2 専門家委員会の庶務は、東京都地域冷暖房区域指定委員会設置要綱（平成 21 年 11 月 27 日付 21 環都環第 304 号）によるものとする。

附 則（平成 25 年 7 月 12 日付 25 環都環第 175 号）  
この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から施行する。